

質疑応答

Q 実績報告書を3月15日までに提出せよとのことですが、北海道からの補助金(残額)はそれまでに入金されますか？

A 市町村負担金は、数件を残して全て支払い済みです。道費は、北海道から当協議会への2回目の概算払いが2月28日の予定なので、その数日後には団体に送金される見込みです。未払い金があっても、すでに活動が終了して経費が確定していれば、出納簿に「支払い予定」と記入して報告書を完成させてください。未入金の補助金も「収入予定」と記入してください。

Q 活動団体には構成員が3名以上必要とされていますが、国籍条項はありますか？

A ありません。外国籍の方にも、ぜひ積極的に参加してもらってください。

Q 地元の交付金活動組織の存在を、役場の担当者が知らない様子でした。国や協議会から市町村に対して、情報は十分に伝わっているのでしょうか？

A 活動組織から交付申請を受けたら、当協議会は市町村に当該活動組織への活動の有効性や、支援の有無について必ず照会しています。このほか、パンフレットを作って配布するなど、機会あるごとに情報提供に務めているところです。交付申請を受け、協議会が地元市町村に照会した際に、市町村側に何も情報がない場合、「活動組織って何のこと？」と逆質問を受けることになります。そこで活動組織のみなさんには、採択申請を出す場合、あらかじめ地元の市町村役場に出向いて森林部局の担当者に、「こういう森林保全活動をやるために交付申請をしたい」と伝えておいてください。そうすると、協議会が照会をかけた後、採択までスムーズに進みます。

Q サイドメニューの「森林機能強化タイプ」で、鳥獣害防止柵の設置場所が「取り付け道路から現地まで」となっています。私たちは、植林エリアを侵入防止柵で囲う計画を立てていますが、交付対象になりますか？

A 「森林機能強化タイプ」はメインメニューと同じ場所で重複してはならないという規定があります。活動地内で獣害防止柵を作る場合は、「地域環境保全タイプ」の交付金の範疇で計画してください。電気柵の購入費は、サイドメニューの「資機材整備」に含まれます。

Q この交付金制度を利用して、町有林内で風倒木処理をしたいと考えています。

町にも一部を負担してもらいたいのですが……？

A 町有林での活動だからといって、協議会から市町村に支援額の目安以上の金額を求めることはできかねます。市町村有林は森林経営計画を立てている森林(交付対象外)が多いので、この点にもご注意ください。

Q 「教育・研修活動タイプ」への助成は、地域住民とネットワークを構築するのに、とても重宝していました。どんないきさつで廃止になったのでしょうか？

A 昨年時点で、教育研修会などの開催回数の上限が、それまでの12回から6回に削減されました。「教育研修のためには、すでに民間の木育支援事業なども存在し、国の補助金は不要」との判断からです。平成31年度から、すべての市町村に森林環境譲与税の交付が始まります。この税を都市住民との交流事業などの経費にあてることもできるので、それぞれ市町村役場と相談しながら検討する余地はあると思います。

Q 森林環境譲与税の使い道についてですが、市町村に交付される譲与税を、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を受けている組織への支援金にしてよいのでしょうか？

A 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の市町村負担分に、譲与税をあてることは望ましくありません。森林・山村交付金の市町村負担分に対しては、すでに国から市町村に対して特別交付税措置の形で(全額ではありませんが)補填がなされているからです。そのうえ譲与税を充てると「二重払い」になりかねませんので、行なわないようにしてください。

Q 3カ年計画完了後に活動を継続する場合、場所とタイプの変更が必要とのことですが、1期目と2期目でタイプを変更し、3期目に振り替える森がない場合、また1期目と同じ場所を選ぶことはできますか？

A すでに2つのタイプを実施した後、同じ場所では、どちらのタイプでも2期目終了後は認められません。全く新しい場所でなければ交付金の対象になりません。

Q 2期目に「場所を変える必要がある」とのことですが、「場所」とはどういう区別でしょうか？「1小班」と数える場所でも、ものすごく広い場合もあれば、山がひとつでも4つに区切られて「場所4つ」と数えることもできます。

A 面積は無関係です。1期目に交付金の対象とした場所で同じタイプの活動を2期目にやろうとしても、交付対象になりません。